

別表（第 14 条関係）

勘 定 科 目 表

収 益

款	項	備 考
水道事業収益	営 業 収 益 営 業 外 収 益 特 別 利 益	当年度経常的収益から除外すべき利益

費 用

款	項	備 考
水道事業費用	営 業 費 用 営 業 外 費 用 特 別 損 失	当年度経常的費用から除外すべき損失

資 産

固定資産

款	項	備 考
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 投 資	耐用年数が1年以上であって取得価格が10万円以上のもの

流動資産

款	項	備 考
流 動 資 産	現 金 預 金 未 収 金 有 価 証 券 貯 蔵 品 短 期 貸 付 金 前 払 費 用 前 払 金 その他の流動資産	一時所有の目的で保有する有価証券の取得原価 たな卸資産の額 契約期間が1年を超えない貸付金 一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照日から起算して1年以内に費用となるもの 工事の請負等に際して、前払された金額で前払費用に該当しないもの

繰延勘定

款	項	備 考
繰 延 勘 定	企 業 債 発 行 差 金	政令第26条第2項の規定によるもの

	開 発 費 退 職 給 与 金 試 験 研 究 費 災 害 損 失	新技術の採用、経営組織の改善等に要した経費でその効果が翌年度以降に及ぶもの 職制の改廃等により退職職員が多く、これに対する退職給与金が多額で一事業年度の収益に負担させることが困難なもの 浄水方法の新研究、新技術の発見等のために要した経費 損失でその事業年度に負担させることができないもの
--	--	--

負債

固定負債

款	項	備 考
固 定 負 債	企 業 債 引 当 金 その他の固定負債	建設又は改良以外の資金に充てるため発行した企業債

流動負債

款	項	備 考
流 動 負 債	一 時 借 入 金 未 払 金 未 払 費 用 前 受 金 その他の流動負債	契約期間が1年を超えない借入金 特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終らないもの (未払費用に属するものを除く。) 未払利息、未払委託費、未払賃借料等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合すでに提供を受けた役務の対価の未払額 契約等によりすでに受け取った対価のうちいまだにその債務の履行を終らないもの

資本

資本金

款	項	備 考
資 本 金	自 己 資 本 金 借 入 資 本 金	

剰余金

款	項	備 考
剰 余 金	資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金	

様式 (省略)